

第27回 定例総会議事録

1. 日 時	令和8年6月11日（木）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所別館6階 多目的大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里
4. 欠席委員	
0名	なし
5. 事務局	
	事務局職員 5名
事務局	ただいまより第27回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第27回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

議長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、議事録署名委員に8番脇委員、14番村上委員、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、植田市民行政センターから南西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.6haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、太田公民館から北西へ約160mの距離に位置した農地であり、現地のうち1筆は保全管理されており、1筆は稲作用に水張されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラ</p>

議長	<p>クター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約13a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から南西へ約1km の距離に位置した農地であり、現地のうち1筆は水を張っており、その他は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地のうち1筆では水稲、その他ではタマネギ、ハクサイを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約53a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

<p>議長</p>	<p>申請地は、田尻小学校から南へ約750mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、ユズ、クリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は隣接する宅地に転居予定の新規就農者であり、申請地のうち2筆ではダイコン、2筆ではオクラ、1筆ではジャガイモ、1筆ではキャベツ、ジャガイモを栽培予定です。農機具は鍬を2丁、草刈機を1台所有、耕うん機、管理機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約18aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>13番黒木委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分南高等学校から南西へ約650mの距離に位置した農地であり、現地はナス、キュウリ、ピーマン、サツマイモ等が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてジャガイモ、タマネギ、ダイコンを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番黒木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県産業科学技術センターから東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地はカキ、クリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてキウイ、ブドウを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台所有しており、草刈機1台を導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約6aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ4ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関小学校から南西へ約5.1kmの距離に位置した農地であり、現地はビワが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてビワを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約57aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校から南へ約2.7kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されており、一部は農業用倉庫として利用されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は隣接する宅地に転居予定の新規就農者であり、申請地においてダイコン、ニンジン进行栽培予定です。農具は鍬を1丁所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ5ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
14番村上委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、三佐小学校から北東へ約750mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されており、一部にカキ、ミカン、キンカンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてキャベツ、ジャガイモ、スイカ、タマネギを栽培予定です。農具は鍬、鎌を各2丁所有しています。なお、契約成立</p>

<p>議長</p>	<p>後の経営面積は約3a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>12番森崎委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾小学校から南へ約1.2km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターと乾燥機を各6台、コンバインを2台、田植機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約4.3ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ6ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>9番筒井委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約900m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されており、一部にニラ、ソラマメ等が栽培されて</p>

<p>議長</p>	<p>いました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてトウモロコシ、ジャガイモ、キャベツ、ハクサイを栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約39a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>12番森崎委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、八幡小学校から南西へ約950m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は隣接する宅地に転居予定の新規就農者で、申請地においてダイコンを栽培予定です。農機具は鍬を2丁、草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約4a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ7ページ 5番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分インターから西へ約2.3kmの距離に位置した農地であり、現地はキウイが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてキウイを栽培予定です。農機具は草刈機を6台、トラクターを2台、ユンボ、耕うん機、チッパーを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約84aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ8ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから北東へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、運送業等を営む法人がトレーラーのシャーシ及びコンテナ置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ9ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と</p>

	<p>地区審議会での意見を報告してください。</p>
13番黒木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、管工事業を営む法人が資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、10ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>10ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、桑本地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定で</p>

す。なお、契約成立後の経営面積は約60a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、木上地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.4ha となります。

11ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東院地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.5ha となります。

4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約6.7ha となります。

12ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上横瀬地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約17.6ha となります。

6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田原地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。な

お、契約成立後の経営面積は約7.6ha となります。

13ページから15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大塔地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.7ha となります。

15ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐柳地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地においてトマトを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.8ha となります。

16ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.6ha となります。

4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福良地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地においてピーマンを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約35a となります。

17ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐野地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定で

	<p>す。なお、契約成立後の経営面積は約60a となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐野地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約46a となります。</p> <p>18ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、八丸地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に大葉を栽培する認定農業者で、申請地において大葉を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4.9ha となります。</p> <p>19ページ 1番です。こちらからは再設定になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。5年間の使用貸借権での再設定となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の19ページ 2番は協委員の案件ですので、協委員は一旦、退室をお願いします。</p> <p>(協委員退室)</p>
議長	<p>では、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>19ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。10年間の使用貸借権での再設定となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、19ページ 2番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、19ページ 2番は承認します。</p> <p>では、協委員は着席をお願いします。</p> <p>(協委員着席)</p>
議長	<p>それでは、採決した19ページ 2番を除く第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、20ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p>

	<p>申請内容は2010年頃から耕作放棄により原野化及び山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、竹中小学校から南へ約0.5kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化及び山林化していました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1967年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南東へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。</p> <p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1960年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南へ約640mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>22ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2001年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小学校から南へ約280mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>議長 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議長 なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
--	---

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、23ページ 第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、大分高等技術専門校から南西へ約260mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、社会福祉法人が障がい者向けグループホームとして利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、野津原市民センターから南東へ約130mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、建設業を営む法人が事務所、資材置場及び駐車場として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね300m以内に市役所(支所)が存在する農地であるため、農振解除後は第3種農地に該当します。</p>

<p>議長</p>	<p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ24ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>4番齊藤委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから南東へ約130mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、建設業を営む法人が事務所、資材置場及び駐車場として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね300m以内に市役所(支所)が存在する農地であるため、農振解除後は第3種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ25ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校から西へ約830mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、専用住宅用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後は</p>

議長	<p>その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長	<p>なければ26ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から南西へ約2.3kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、社会医療法人が待避所として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次は、27ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>27ページから29ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で6件出ています。</p> <p>30ページから31ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で7件出ています。</p> <p>32ページから36ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で33件出ています。</p> <p>最後は、37ページから41ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で10件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次に、第6号議案 令和7年度 最適化活動の点検・評価について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>地区審議会でお配りした A4横の資料をご覧ください。こちらが、令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価となります。こちらを県と国へ報告いたします。地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p> <p>次に、本日お配りした資料をご覧ください。こちらは、第6号議案の集計の元となる個人の活動実績となります。資料の一番下に総会で出された意見を記載いたしますが、前年度は、「令和7年度の目標達成に向けて、新規参入の促進等活動していただきたい。」ということで、総会から各委員さんへの意見といたしました。今回、今年度の目標に向けてご意見をいただきたいと思っております。ご意見がありましたらお願いします。</p>

議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
9番筒井委員	引き続き、新規参入の促進活動を目標として継続してはいかがでしょうか。
事務局	筒井委員からご意見をいただきましたが、現在、目標をまだ達成できていない状況ですので、「令和8年度の目標達成に向けて、新規参入の促進等活動していただきたい。」と昨年度同様の目標としてよろしいでしょうか。
議長	<p>それでは、総会で出された意見として「令和8年度の目標達成に向けて、新規参入の促進等活動していただきたい。」としてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>それでは、総会の意見として、そのようにします。</p> <p>他に質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は承認します。</p> <p>その他協議事項について事務局から何かありますか。</p>

事務局	議案についてはありませんが、閉会後に農業委員会だよりの編集委員会をいたしますので、引き続きよろしく申し上げます。
議長	それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第27回定例総会を閉会します。